

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幢ケ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

解決にほど遠い 中労委「解決案」

山下俊幸……………2

資料1 国労委員長から闘争団員への手紙(五・二八)

……………3

資料2 解決案に対する国労の回答と申し入れ(九二・六)

……………4

資料3 長期闘争体制で闘うアピール(国労旭川・闘争団)

……………4

資料4 「和解案」に抗議する特別決議(北教組、九二・六・四)

……………6

資料5 「解決案」に関する国労弁護団の検討メモ

……………6

なだしお事件を風化させないで下さい

……………9

——期待と失望の繰り返しの日々——

……………9

国労、P K O、護 憲

……………12

反P K O、参院段階の成果にたち倍する大闘争を

……………14

京都でもP K O 反対集会

……………15

資料7 五・二六京都集会アピール

……………15

ヨーロッパの選挙結果と参院選

……………16

——既成政党が大幅に後退——

……………16

読者からのおたより

……………18

はやくも四刷!! 大好評

……………18

「国鉄闘争勝利へ」「紙ひとえの選択」をひろげて

……………13

旬刊 社会通信

NO. 508

一九九二年六月二日

一九九二年六月二日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

解決にほど遠い Ⅱ 中労委「解決案」

山下俊幸（国鉄闘争支援中央共闘会議副議長）

五月二八日、中労委は関係三労組とＪＲ七社に対して「解決案」を提示した。その内容は、国労側の「地労委命令に基づいた解決」―地元ＪＲ採用―にはまったくふれずに、再就職のあつせんのみに限定している。このような不当な「解決案」が提示されることは、予想されていたとはいえ、現実のものとなると落胆の気持ちにかりたてられるのは当然のことである。

全国一七地労委から出されている救済命令をすべて棚上げし、ＪＲ各社の不当労働行為を免罪していることは、労働委員会が労働者の権利救済機関としての責任と権限を放棄したことを宣言したに等しい。労働委員会の公平・中立性の喪失はもとより、公益委員の人格と学識を糾弾せざるをえない。

この事件が、きわめて政治的事件であることを考えれば、中労委の独立性などは問題外であろうが、それにしても、権力としての中労委を明瞭に宣言したと言えよう。

この採用差別事件の解決は、事件全体の全面解決の突破口となりうるだけに、注目されていたが、国労側が受け入れかねる内容だけに、和解不成立、全面戦争の再開という事態になったと言えよう。

これまで国労は、国家権力・国鉄当局・ＪＲの組織破壊攻撃に屈することなく、敵、権力側の思惑をはね返して前進してきた。

二度目の解雇を受けた闘争団組合員は、これまでの労働運動の常識を越えて、組織的自活体制をつくりあげ、生活と闘争を両立させてきた。

この機会に、我々は中間的総括作業を進めながら、改めて闘争体制の本格的構築をはかることになる。この不当な解決案の提示によって、中労委の公平・中立性、労働者の権利救済機関、さらに公益委員のヒューマニズムなど、一部に存在した期待感や常識はまったく通用しないことを全体で確認できたことは、今後の闘争に生きてくるだろう。

長期闘争の構えと体制づくりを再点検しよう。国労の闘争団は、ある意味では非常に恵まれている。民間・中小争議では、すべてが自前であるし、なかなか順調に進まない。地域の支援共闘づくり、連帯する会、物販、集会、行動など、部外の熱心な支援者の協力によるところが大きい。支援者に対する態度も、初心に帰って改めるべきだろう。「闘争を長期化させよう」としている。「闘争を利用しよう」としている」という声も耳にする。こういう言動は、どれだけ支援者の心を痛めてきたことか。民間・中小の争議では、考えられないことである。この闘争を通じ、大労意識を捨てて、闘争団組合員自らの成長と前進が得られることを期待したい。

この闘争が多くの労働者、国民に支持されているのは、日本労働運動の将来と、日本の平和、民主主義を憂う人々がいるからである。だから、心ある人々は、国鉄闘争とPKO阻止闘争など結合して闘っているのだ。

勝つまで闘う。勝つまで支援する体制づくりを急ごう。闘争団、国労組合員を先頭に、心ある支援者に次のことを訴える。

1. 闘争団の組織的自活体制の点検と再確立。
2. 連帯する会の会員拡大。他力を頼るより、まず、身近の友人、知人などに働きかけて、一五万人体制を確立しよう。
3. 全国統一物販、国労生活事業センターに全力をあげよう。御中元、御歳暮などの贈答はもとより、日用品の通販にすべて協力しよう。
4. 国労闘争団への激励、中労委、政府機関への抗議行動を集中しよう。
5. 集会、学習会などを開催し、正しい情勢を上げよう。

資料1 国労委員長から闘争団員への手紙(九二・五・二八)

和解案拒否で、より高い解決をめざそう

国労闘争団、家族の皆さんの、これまでの闘いに心から感謝を申し上げます。

二八日、中労委から出された解決案は私たちにとっても受け入れられるものではありません。中労委が地方労働委員会の命令を踏みこじって出したことに対して、私自身そして、闘争団員と家族の思いを考えると怒りを禁じることができません。国労本部としましても、皆様の期待に十分答えることができず残念であると思っております。

しかし、この闘いは負けるわけには行かない闘いであり、又、必ず勝利できる闘いであると確信をしています。なぜなら国鉄分割民営化のなかで、十万人に及ぶ仲間たちが職場を追われ、二百名以上の仲間が、自ら命を断つという、いたましい現実を忘れることができないし、忘れてはならないと思うからです。さらに、二年前の解雇から五名の闘争団員が亡くなるという現実を許すことができないからです。

そして、国鉄闘争は、全国でされた、地方労働委員会命令百五十二事件の現実は、消そうとしても消すことができない事実であり、私達にとって大きな力です。

分割民営化の矛盾は増々強まっています。借金の返済も、株式の上場もできず、安全に赤信号がつき始めました。

JR労働戦線が乱れ出している現状から、彼らの弱点が明らかになっています。このような状況のなかで、国労との労使関係の安定が必ず求められることは明かです。特に、株式の上場を行わなければ、分割民営化は成功していないと政府が認めているように、国労との労使紛争の解決なしにはできないことは常識となっているからです。

多くの労使紛争が、そうであるように和解が崩れるごとに、よりよい和解へ進んでゆくのが常識です。ですから、今回の中労委の解決案を、国労が拒否することは敵しいように見えますが、より高い解決へのステップになると確信しています。

皆さんには、今後とも厳しい生活が続くと思いますが必ず勝利することを確信して、皆さんとともに闘う決意です。

幸い、中央共闘会議でも、この夏にも、傷病災害救援基金を発足させることとなりました。又、多くの組合や民主団体から国労支援の輪が広がり始めています。昨日の朝日新聞の記事も中労委に厳しい評価となっています。

これら暖かい支援の力を受けて、闘争団員と家族の皆さんとともに団結して頑張る決意です。どうか皆さんも健康を大事にして共にならばろうではありませんか。

資料2 解決案に対する国労の回答と申し入れ(九二・五・二九)

中労委の責任で命令を

去る五月二八日、貴委員会は採用差別事件に関する解決案を提示しました。本事件に関する事情聴取は、昨年十月以降六回行なわれ、この間、私たちは要請書を三回提出しました。これらの中で、私たちの考えは十分に主張しかつ説明しました。しかし今般、貴委員会から提示された解決案は、団結権侵害の被害者であり、かつ初審命令の救済対象である私たちにとって、納得できるものではありません。よって解決案を受諾することはできません。従って早急に貴委員会の責任において、救済命令を発するよう申し入れます。あわせて結審した他の事件についても、速やかに救済命令を発するよう申し入れると同時に、昨年七月以降凍結している東日本の出向事件についても、凍結を解除し、審問を再開するよう申し入れます。

資料3 国労旭川、旭川地方闘争団連絡会議(九二・五・二九)

地労委命令に基づく解決を求め 長期闘争体制で闘うアピール

国鉄労働者に対する、一九八一年の中曾根「臨調行革」、国鉄「ヤミ・カラ」攻撃から一〇年、八七年の国鉄「分割・民営化」の七六二八名の実質的首切り攻撃から五年、九〇年の国鉄清算事業団からの一〇四七名の二度目の首切り攻撃からはや二年以上が経過した。こうした長期にわたる国労攻撃の中で、多くの労働者が不幸にも自殺に追い込まれ、あるいは職場を去らざるを得なかった、等々、徹底した分断と差別が行われてきた。

我々は、これらの扱われ方を許すことなく、二度の首切りに対する怒りを固め、「自らの生活と闘いは自らがつくる」という強い決意で国労闘争団を結成し、闘い続けてきた。

しかし、政府・JR・中労委は引き延ばし戦術をはかり、闘争団つぶしをおこなってきた。これに対し、闘争団と家族は、敵の解雇の狙いと闘いの目標を鮮明にする討論、そして大衆行動を通じ、組織的自活体制を強め、どんなに長期になろうとも一〇年間にわたる「行革」攻撃下での扱われ方や今の苦しい実態の中から譲れない要求を確認しあい、地労委命令に基づく解決以外は認めない体制をつくり上げてきた。

国労は、昨年九月の第五六回全国大会、さらには本年二月の第一六〇回中央委員会において、次の通りの採用差別事件の「基本解決要求」と「具体的解決要求」を確立し、政府・JR・中労委を攻め上げてきた。

〈基本解決要求〉

地労委命令に基づき、一九八七年四月一日に遡って救済対象者全員を地元ＪＲに採用すること。

〈具体的解決要求〉

- 一、復帰にあたっては、国鉄時代の職場・職種とし、八七年四月一日に元職場・職種のない者は、本人の希望を尊重すること。この場合は、労使で協議すること。
- 二、解決協定の締結日をもって、希望退職およびＪＲ各社間の転籍希望を募り、その希望を尊重すること。（既に退職・転職した者でＪＲ復帰を希望しない者、広域採用者で北海道、九州へ戻る意志のない者の扱いとして）
- 三、実損を回復すること。
- 四、解決金を支払うこと。
- 五、謝罪すること。
- 六、救済名簿に登載されていない者も救済すること。
- 七、二〇二億円損害賠償訴訟を取り下げること。
- 八、その他の紛争を早急に解決すること。

だが、この間の経過をみると、一日も早く解決したいという気持ちの表れから解決の時期だけが前面に出て、敵側に我々の側の弱さが露呈し、解決水準を低下させてきたことも否めない。今日求められているのは解決時期ではなく、解決水準であり、その解決水準をどう高めるかにある。

しかし、中労委は五月二八日、権利救済機関の責任を放棄する団結権侵害の犯罪的解決案を示した。これに対し国労は、敢然と拒否し中労委命令を求める声明を発表した。

よって、我々はこの五月、六月闘争を精一杯闘い抜き、秋から年末へかけた闘いへつなげ、全組合員・家族が心一つにして長期闘争への構えを確立し、全面一括解決を勝ちとらなければならない。

地労委命令に基づく解決こそが、「分割・民営化」による多くの犠牲者を救い、過酷な労働条件の中で人間としての尊厳をかけて闘っているＪＲの仲間、そして全国各地で地労委命令の完全履行を求め闘っている仲間たちとの共通した要求であり、納得のいく解決である。

国鉄闘争は、階級的な戦略的位置付けをもった全ての労働者の闘いであり、日本労働運動の再構築をはかるための重要な闘いである。「PKO法案粉砕」闘争をはじめとした国民的課題と結合させ、幅広い戦略を構築していくことが求められている。国労旭川地本の組合員と家族は、全ての労働者と連帯し、団結を固め、長期闘争体制の中から地労委命令の完全履行を勝ちとるまで、粘り強く闘うものである。

以上の考えに立って、国労旭川地本と旭川地方闘争団連絡会議は、次の通り全国の仲間に訴えるものである。

- 一、解決内容については、「地労委命令に基づく地元ＪＲ採用」でなければならず、「基本

解決要求」と「具体的解決八項目要求」は一步も譲れない当たり前の要求である。この立場を国労本部はもとより全機関が堅持すること。

二、国労第五六回全国大会及び第一六〇回中央委員会の方針に基づき、直ちに中労委に早期救済命令を求める闘いに切り替え、全組合員・家族の総団結を固めあうこと。

三、長期闘争体制の確立こそが早期解決につながるから、国労全機関が「長期闘争体制」を早急に確立・強化すること。

資料4 第百回北海道教職員組合定期大会（九二・六・四）

「和解案」に抗議する特別決議

中央労働委員会は五月二八日国労「採用差別事件」について「和解案」を労使双方に提示し、事態の解決を要請した。

その内容は「一ヶ月に限って解雇された旧国労労働者をJRに雇用し、その間に広域採用または再就職斡旋を行え」と言うものであり、五年前「清算事業団」へ強制収容した手口を繰り返すことに他ならない。

しかも、この「和解案」はこれまで各地労委においてJR（旧国鉄）当局側の「採用差別」を認定し、不当労働行為として職場復帰を命令した経過をまったく無視したものである。

中央労働委員会という公的機関が正当な労働組合運動を保証するために設置されながら、このような判断をすることは、公的機関の使命をまったく放棄したものと厳しく批判されなければならない。

北教組はこれまで国家的不当労働行為を許さないとの立場で旧国鉄労働者の命と生活を守る闘いを支援してきた。従って、このような中労委の「和解案」を断じて認めるわけには行かない。

北教組は中労委が労働委員会態度の本旨に基づき、各地労委の「職場復帰」命令を尊重し、速やかに中労委命令を出すことを強く要求すると同時に採用差別された旧国鉄労働者の要求貫徹まで共に連帯して闘い抜くことを第一〇〇回北教組定期大会の名において決議する。

資料5 「解決案」に関する国労弁護団の検討メモ（全文）

1. 「解決案」の評価について

「解決案」と銘打って示された「中央労働委員会」名のこの案は、「諸般の事情を考慮した最終のもの」として、これによって採用事件について労使が和解することを求めている。

しかし、まず第一に、この「解決案」は、不当労働行為審査事件について労働委員会が基本的に立脚すべき団結権侵害の排除と原状回復という機能と観点に立ったものとは到底評価しえないものとなっている。それは、「諸般の事情」という表現および国鉄改革の「経

緯はともかくとして」と事実経過を度外視していることに端的に示されており、「諸般の事情」に安易に妥協を求めようとする性格のものと云わざるを得ない。その意味で、労働委員会の団結権救済機能および不当労働行為の実態に即した判定的和解とはほど遠い単なる「調停案」的なものと受け止めざるを得ない。

またこの「解決案」は、中央労働委員会名で出されたものではあるが、「三者懇談会」による事情聴取という異例の形式と手続きによって進められ、その事情聴取には国労役員・救済対象者の出席の人数に制約が課せられたばかりか、事件担当の弁護士団の出席が基本的に認められない形で行われてきた。また、国労支援中央共闘会議の役員の出席も拒否されてきた。このことについては、国労および弁護士団から再三わたって是正を申し入れていたが、中労委は最後までこれを拒み続け、「解決案」の提示の際も弁護士団の出席は認められなかった。弁護士団としては中労委の解決に向けた努力に信頼し、これに対応してきたところであったが、この過程で労働組合側の意思が正確に反映したか疑問なしとしない。しかも、国労は五月二五日、中労委に対し、最終解決案の内容は、その大前提として、地元JRへの採用・復帰を内容としたものでなければならず、このことは譲り得ない一線であって、例えばJR採用・即退職などという形式的なものであってはならないこと、そして、このような解決案が出せないのであれば、解決案の提示を止めて命令を出すべきである」とまで明確に申し入れたところである。それにもかかわらず、中労委が今回のような「解決案」を示したことは、不当労働行為救済機関としての職責上はもろろんのこと、この間の経緯からしても絶対に許されるものではない。

2. 内容上の問題点

(1) 「解決案」はその前文において、「採用事件については、全国一八の地方労働委員会から三二四一名の救済命令が出されて」いることに言及し、また一ヶ月という期間ではあるが、清算事業団から解雇された者（「解決案」でいう「対象者」）を、居住地等に応じたJR各社への「雇用」「採用」を行うとしている。このことは、さすがにこの「解決案」も、各地労委が認定した本件採用拒否の不当労働行為性を無視し得なかったものと理解される。

(2) しかしながら、この「雇用」「採用」も、「対象者」の「雇用の場を確保するため」の措置とされ、基本的には単なる雇用対策としての性格の枠を出るものではなくなっている。しかも、一ヶ月という短期間の「雇用」であり、「雇用」といつても「労務提供は要しない」というのであるから、原職復帰という性格は全くみられない。

このような解雇者に対する「措置」は、通常の和解案にはまずみられない奇妙かつ不自然なものであり、そこにこの「解決案」の矛盾が端的に示されている。

(3) その他の措置についても、本州・四国・貨物のJR各社による募集・採用は、かつて行われた広域採用の繰り返しに過ぎないほか、「採用について努力する」と、上記JR各社に採用義務を課したものはなっていないし、「関連企業における雇用の場の提供」も単なる努力義務であり、JR各社の関連事業への業務の発注等についても「配慮」に過ぎない。即ち、「雇用対策」としても言葉だけのものになっている。JR各社に具体的に義務

づけられているのは、「対象者」に一ヶ月分の賃金を支払うことのみである。

また、改めての「広域採用」については北海道および九州の居住者のみに限られており、本州・四国の雇用者がなぜその対象とされないのか、別異に取り扱う合理的理由は全くない。

(4)また、この「解決案」は、救済命令の対象のうち、清算事業団から解雇された者以外の者については何ら触れていない。わずかに「会長談話」の中で、「残りの二〇〇〇余名の人達は国鉄清算事業団を円満に退職し、既に新たな道を歩まれていること等を考慮したため」と述べられているが、これはこの間の経緯を無視したものであり、本件不当労働行為によってもたらされている現状を追認するだけのものとなっていると言わざるを得ない。

(5)さらに、この「解決案」には通常の解雇事件の和解に際して当然検討対象とされるべきであり、国労としても繰り返し求めてきたバックペイ、解決金の支払や不当労働行為についての謝罪等の問題は全く欠落してしまっている。このことも、この「解決案」が不当労働行為の救済、原状回復という性格からほど遠いものであることを示している。

(6)このように「解決案」は、国労および国労組合員に対してはなんら具体的な救済を与えない一方で、再審査申立の取り下げを受けて組合側が「地労委命令の履行を求めない」ことを求めているが、それさえJR側が本件「解決案」を履行することを条件としていないという全くの片手落ちのものとなっている。

(7)以上のように、「解決案」はその内容が極めて不十分であるばかりでなく、内容上の一貫性やそれを支える理念を読み取ることができず、中労委の見識を疑わざるを得ない。

3. 中労委の責任

(1)本件解決案の提示にあたって、石川中労委会長は、「これが最善のものとは思っていない。最善のものとはつくれなかった。」旨述べた。

このように、中労委が「諸般の事情」から、「最善のもの」を示さなかったことは、労働委員会の責任を放棄するものとして重大な問題であり、弁護団としては極めて遺憾である。

労働委員会は、戦前の官憲による団結権侵害の痛烈な反省の上に立って、政府等の権力から独立した民主的な判定的機能をもつ行政委員会として設立され、その機能の發揮のため関係者による多大な努力が積み重ねられてきたものである。

我々は、今回示された「解決案」は積年の力を無にするものといわざるを得ない。

(2)したがって、今後中労委が、採用差別事件その他のJR関係事件について命令を発する局面に至った場合は、このような「解決案」なるものは、いかなる意味でも命令の基礎とされるべきものではないし、またされてはならない。

先に、今次解決案も地労委命令の重みを全く無視までではできないことを指摘したが、中労委は、労働委員会制度の存続と発展を賭して、その本来の責任と不当労働行為救済機能の原点に立ち戻り、各地の地労委命令の意義を損なうことのない明確な判断を行うべきものである。

なだしお事件を風化させないで下さい

期待と失望の繰返しの日々 近藤 万治（第一富士丸元船長）

政治的焦点はPKO。このPKO問題と密接に関連し動いているのが第一富士丸と海上自衛隊の潜水艦『なだしお』との衝突事件の審判の推移だ。『なだしお』ニュース』第一号に第一富士丸元船長の近藤万治の手記がのせられている。PKOを正しく考えるうえからも、この手記を全文掲載する。

（編集部）

行方不明者捜索中航泊日誌の改ざん

海上自衛隊の潜水艦『なだしお』との衝突事故から、早くも三年半が経過しました。現在、業務上過失致死傷等の刑事被告人です。自分の有利、不利に関係なく、正直に事実だけを述べていれば事故の真相は解明され、公正に裁かれるであろうと信じ、現在まで海難審判、刑事裁判の法定に立ってきました。

そういった意味では、この三年半は期待と失望の繰返しの日々でした。ただ一つ間違いなく言えることは、時間の経過は多くの人たちの記憶を薄れさせ、事件を風化させてしまいい、強い者の方にどんどん有利に傾いていってしまうということです。今一度、少しの関心をこの事件に示して頂きたい、そしてその真実を知って頂きたいのです。

「私は、三〇名もの尊い命を失った船の船長として、最後に一言、山下艦長、高原司令に是非とも申し上げたい。あなた方は、海上自衛隊の要職にある方です。艦長、群司令といえは、自衛隊の模範になるべき地位でありましょう。そのお二人ともが、いま現在でも衝突後の救助が万全で、何の落ち度もなかったと、本当に考えておられるのでしょうか。もし迅速に救助活動をしていれば、更に多くの人が助かっていたとは申しませんが、もっと適切な救助方法があったのではないですか。私自身、海中につきり、ゴムボートで漂流中、遠くから聞こえる『助けて』と叫ぶ声に、返事を返しながら何も出来なかった悔しさは、一生涯忘れることはできません。『なだしお』の人たちは漂流している乗客、乗員たちに何らかの励ましの声でもかけてくれましたか。何の音も発しない黒い塊が、ただそこに存在していただけ、という印象はいまも忘れられません。どんなに心細かったでしょう。自ら船長をしている船が沈没し、海に投げ出されている乗客、乗員に何も出来なかった船長の、悔しくて情け無い気持ちがお分かりになりますか。……」（一番海難審判最終陳述）

今考えても、どうしても納得できないことは、第一富士丸の船長であった私には、事故後間もなく海上保安部の事情聴取が開始されたのに、相手方には当日のそれも深夜に海上保安官が出向いただけで、翌日になるまで本格的な調査は何も行なわれなかったということです。そして、名目上は行方不明者の継続捜査ということその場にとどまっていた『なだしお』艦内では、保安官が乗艦するまでの間に艦内で会議が行われ、後にマスコミで報道される様な、航泊日誌、海図等の改ざんが行われていたということです。

どんな理由（海自側は事故の状況を正確に把握するために会議を開いた。また航泊日誌

等は清書したと主張)をこじつけようと、それが行方不明者捜索中になされていたという事実が、私には信じられないのです。

当時、私にも山下艦長にも逮捕状が用意されていたのに、海自(防衛庁)への配慮のため執行されませんでした。もしそれが執行されていたならば、当然、航泊日誌等の改ざん、『なだしお』乗組員の口裏合わせ等も行われず、衝突原因も早期に究明されていたであろうことを考えると、今は悔しくてなりません。

事前に情報流れていた高等海難審の逆転採決

海難審判第一審の裁決は、主原因は『なだしお』にありとし(富士丸にも一因)、更に海上自衛隊の組織に海難審判史上初の「勧告」をする、という画期的なものでした。私は海上での衝突事故は、両船に何らかの原因が存在して発生するものだと思っておりましたし、正直に言っただけ自分の反省点も理解していただきましたので、事故の一因ありとして私に下された行政処分は当然だと思っていました。いや、むしろ三〇名もの人命を失くす大事故の、一方当事者である船長への業務停止一ヶ月は、軽すぎるとすら思っていました。

従って、高等海難審判庁に二審が係属しても、一審通りに正直に申し述べれば、一審の結論が当然維持されるのだと信じていました。

事故当夜、行方不明者捜索中の『なだしお』艦内での謀議の様様、航泊日誌・海図等の改ざん、速力通信受簿原本の(意図的な?)紛失等、海上自衛隊組織の、組織ぐるみの犯罪的とも言える行為が、マスコミ報道で明らかにされることにより、一審以上の内容の裁決を期待していました。

一部のマスコミ関係者から「二審は高等海難審判庁に政治的圧力がかかっており逆転する」という情報を、裁決が出される前に得ましたが、私としては到底信じられませんでしたが、まさに二審裁決は『なだしお』も富士丸もどちらも悪い。そして海上自衛隊には勧告しないという、私にも補佐団(弁護団)にもまったく予想し得なかった逆転裁決でした。高等海難審判庁に大いに失望するとともに、相手方の力の強大さを痛感し、権力の恐ろしさを知りました。

更に、航泊日誌(商船では航海日誌≡公文書)の改ざんについても、命令者である山下艦長と日誌記載者が、虚偽公文書作成、公文書毀棄等で「告発」されましたが、検察官が不起訴と認め、検察審査会(一般から選ばれた人々によるもの)に不服申し立てが行なわれ、検察審査会でも「不起訴不当」の結論が出されましたが、結局、検察は起訴しませんでした。一般船(一般人)よりも襟を正さなければならぬ海上自衛隊で、公文書が改ざんされていたのに、何故なのでしょううか。

山下艦長は、いまでも『清書』しただけと強弁していますが、原紙を破ってシュレッダーにかけ、新たな頁を後から持ってきて貼り付け、それが『清書』で通るのでしょいか。(自衛隊の内規では、航泊日誌等の書き換えの時は、間違った記述の上に線を引いて、正しいことを追加して書く。訂正印を押して前に書いたところも残すことになっている。)

そして、更に行くならば、海難審判の一審も二審も、審理された内容は変わっていません。むしろ海上自衛隊の組織ぐるみの犯罪とも言わなければならないだけで、新

たな新事実が出てきた訳でもないのに裁決が逆転し、何故、海上自衛隊組織への勧告が無くなったのでしょうか。

私はもうこれ以上黙っていることはできません。少し遅くなりましたが遅すぎるということはないと信じて、声を発していきたいと思えます。そして、少しでも多くの人に真実を知っていただきたいと心から思っております。

口裏合わせ偽証工作の海上自衛隊を許せない

事故以来三年半、都内の建材店でセメントを担いだり、砂・砂利やブロック等の建築資材の積み降ろしなど、体を使う仕事をして生活の糧を得て、今日まで裁判を続けてきました。私を支えてくれている弁護士の方々、仕事先の社長、同僚らの好意や目に見えない多くの親切に感謝しながら、ただ、審判廷や法定で正直に申し述べ、真実を追求してもらうことだけを考えてきました。

将来のことなどほとんど考えたこともありません。少なくとも全ての決着がつくまでは、船にはもちろん、海に関する仕事にも戻るつもりはありません。事故で亡くなった人たち、その遺族の方々への申し訳ないという気持。多くの尊い生命を失くして、つくづく船長の責任の重さを痛感した自分の未熟さへの憤り（自分なり理解していたつもりなのに、まだまだ甘かった）。そして、海そのものが恐ろしいという気持。これらが心の中で整理されない限り海には戻れそうにありません。

刑事裁判が始まり、公判は早くも二十二回（三月二三日）を数えます。『なだしお』乗員の多くは、検事調査では、衝突前の運航状況や日誌等の改ざん問題についての反省など、自らの非がある程度認め、正直に述べているのに、刑事法廷に立つとほとんどの乗員が、検事調査の内容を否定し、山下艦長の証言に添った証言へと、どんどん変節していつてしまいました。また、中立であったと思われる人々の証言までもが、いつのまにか自衛隊寄りの証言に変わっていつてしまいました。時間の経過、そして事件の風化をこの時ほど淋しく感じた事はありませんでした。

私は善意の人々に支えられて今日まで裁判を続けてきました。私自身に何の過失もなかった、とは思っておりません。公正に下される裁きであるなら、どのような罰でも潔く受ける覚悟しております。ただ、海難審判第二審のような、片寄った政治判決だけはもうご免です。

同じ海の男として、今になっても全く自分には責任がなかった、と反省しない山下艦長と海上自衛隊の姿勢に、どうしても納得できないのです。山下艦長や海上自衛隊が、組織ぐるみで船舶日誌等を改ざんしたり、乗員の口裏合わせや偽証と思われる行為までして、衝突の責任をすべて私に押しつけようとしている姿勢が許せないのです。そして、いろいろな不備・手違いがありながら、今でも救助は万全だったと言いつ切る海上自衛隊という組織が一番許せないのです。

公正な判決を得るため、少しでも多くの皆さんに、この裁判に関心を持っていただきたい。そして、真実を知っていただきたいのです。

私は刑事裁判が公正であることを願いつつ、最後まで頑張り続けます。

（『なだしお』ニュース「第一号より」）

国 労、P K O、護 憲

この小文を書いた五月二八日は、国労闘争に対する中労委の所謂「解決案」が示された日である。

それによると「清算事業団を解雇された者の雇用の場を確保するため」「解雇者が希望すれば一ヶ月だけ雇用する」「本州、四国及び貨物会社は採用について努力する」(要旨)となつている。国労は直ちに拒否の声明をだした。当然のことだ。二年有余にわたつて地労委の不当労働行為命令に基づく解決を求めてきた国労及び闘争団員の血と汗に対する中労委の態度は、まさに非人間的なものである。血も涙もない案といつてよい。

中労委はもとと政府の一機関であるが、同時に紛争解決のための調停、仲裁機関であるにもかかわらず、この案は政府・自民党・資本の言い分をそのままお返しにしたものである。中労委の存在そのものが問われると言つてよい。しかし、前々から言つてきたように、国労闘争はまさに今日の階級闘争の中心点である以上、階級間の力を反映するものであり、愚痴を言つただけでは前進にならない。

国労は今後中労委命令を求めることになるが、中労委は命令を出すことはありえない。命令を出すとすれば、学問的にも、法律的にも地労委命令と同趣旨のもの以外は考えられない。しかし中労委の公益委員の諸君は政府の圧力をはね返すだけの度胸も、識見もないだろう。そこで考えられるのは、二度目、三度目の和解案を考えることになる。われわれ(国労、闘争団支援者)は更に勝利に向けて結束を固め、闘争団員の生活を守り、向上させ、J R本隊に働く仲間の権利と人間らしさを確保するために闘わねばならない。地方委命令による解決を求める闘いは、更に長期に続くものと覚悟して努力しなければならぬ。

ところで、国労闘争が正念場を迎えている今、P K O法案反対の声が急速に全国に広がっている。その反対闘争の主力は全労協、全労連、国労などの護憲派の組合であるが、それだけでなく連合の下部組合員も、多数が反対闘争の戦列に加わっている。連合中央が自衛隊と日米安保を認めても、現場労働者はその方針に反対しているのである。また、P K O反対闘争の有力な部隊に、様々の市民団体が加わっている。知識人、婦人など自公民が修正案で法律を通そうとしても、それに最後まで抵抗する人々が日増しに拡大している。いわば社会党の尻を叩いているのである。

社会党は牛歩戦術など、あらゆる手段で自衛隊海外派兵法をつぶすために闘わねばならない。「物理的抵抗」をすれば「衆院解散」だといつておどしをかけられているが、少しも恐れることはない。P K O法に徹底的に反対すれば国民は必ず社会党を支持する。とくに、護憲派を守らねばならない。P K O法を押し進めようとする自民党はもちろん、公明、民社も国民の批判を受けるだろう。だからこそ公明、民社も「社会党が物理的に抵抗するなら、採決強行に加わらない」と及び腰の姿勢である。ここはおせおせの場面だ。牛歩戦術は堂々とした戦術であつて、物理的抵抗などと批判をされる理由は全くない。

以上のようにみてくると、われわれの闘いの場は職場、地域であり、それは当然政治闘争となつて発展する。職場において労働者が人間らしい扱いを求めて闘うことは、同時に

地域社会で人権、環境などを掲げて闘う市民運動と連帯しなければならない。また、来る参議院選挙で、社会党中心の革新勝利のために闘うことが、われわれの要求達成のため必要だ。この場合、ただ社会党支持を機関で決めるだけでは、多くの労働者の支持を集めることはできにくくなっている。われわれが要求する諸課題を社会党が共に闘うことで、初めて支持を広げることができるのである。この場合、われわれは護憲議員を増やすことが目標だ。

周知のように参院選挙の結果によっては、政界再編成が現実の動きとなることも予想される。とくに現実的と称して右傾化を強めている社会党執行部の動きを注視したい。日米安保や自衛隊を認め、資本と協調路線をとる様な方針を決めるなら、われわれは重大な決意をしなければならぬ。

(岩井 章)

はやくも四刷!!

国鉄闘争勝利へ『紙ひとえの選択』をひろげて

『紙ひとえの選択』も四刷となった。一刷が出たのは四月十五日。異例の早さで広がっている。最近注文と共に感想が寄せられてくる。「読んでいくうちに心の底から怒りと涙があふれた。二度とこんなことがあつてはならない。国鉄闘争共にかんばろう!」等々、読んだひとが、さらに読者を広げてくれている。

国鉄の「分割・民営化」のなかで、国労組合員と家族はいくたの困難と試練を受けてきた。この本はこの十数年間を実名入りでドキュメンタリー調で描かれ、その底には著名の正義を求める心が私たちの心として脈々と流れている。実に感動的であり、一気に読みきってしまう。

五月二八日の中労委解決案は不当労働行為の存否についてふれずに、一〇五本の地労委命令を全く無視している。労働者の救済機関が労働者を何と思っているのだろうか。「怒りや怨み、怨念を棚上げにして……」という石川会長は額に汗して働く労働者の誇りや気持ちの何ひとつわかっていない。即座に拒否した国労本部永田委員長の決断には心晴々元気がでた。

私は、この間、『紙ひとえの選択』の登場人物に会うために、また、私と同種の病気で七年前亡くなった上江川トヨ子さんのお墓まいりとその友人たちに会いに鹿児島にとんだ。紙面の許すとき報告したいと思っている。

『紙ひとえの選択』とびらの母子の写真、国部とよ子さんは、五月二八日、昼のニュースで解決案をきいた。気が滅入って、お花屋さんにとびこんだという。バラの花が欲しかったが、予算千円ではカーネーションしか買えなかった。夫がそれに気づくかと期待していたが反応はなかった……。翌日は「がんばるぞ!」と元気がでてきて、はじめて、東京行動に参加する気持ちになり、一泊宿りの家族会の全国交流会に出席し、PKOの牛歩国会激励行動にも参加した。これからは率先して運動の担い手にならなければ、と力づくよく語っていた。

いま、鹿児島も、家族も含めた集会オルグを実施し、一人一人の本音を出しあい、その中から活動のエネルギーを引き出し、怒りを一つに、プール制、物販、新たな事業の計画など精力的に推進している。

国労闘争の新たな段階に、その態勢づくりや支援の活動にぜひ『紙ひとえの選択』を結びつけて広げてほしいと心からお願ひしたい。

(滝野嘉津子)

憲法違反のPKO法案を廃案にする全国実行委員会		【連絡事務所】	
日刊 速報	緊急通信	1992年	田 英夫 事務所 3508-8229
		6月9日	斉藤 一雄 事務所 3508-7134
		No.10	憲法を活かす東京の会(小峰事務所)
			3730-3655 3739-5638
			大久保青志 事務所 5704-6438

参院段階の成果にたち倍する大闘争を

闘いは国会を離れた

参議院は空前的闘いを突よく闘った。一時「社会党は8日本会議欠席」との動きが心配されたが、8日は記録破りの牛歩となり、ついに9日にズレこませることができた。牛歩の一步が作り出す時間は貴重な1分1秒であった。時がたつほどに国民にPKO法案と自公民修正案の問題点が浸透していった。参院特別委員会から数えたと五拾六日の闘いは、ほとんど言葉は使わずに国民の心をゆきぶった。全国実行委員会関係だけで3~8日に延べ5千人が深夜まで国会に集まり抗議の声をあげ続けた。

8日突如の参院本会議で社会党が牛歩をとりやめたことは、参院議員団の健闘に心からの敬意を払いつつも、また、体力の限界に近づくことは承知しつつもやはり残念でならない、というのが8日深夜まで国会前に並び込んだ全国実行委員700人の共通の気持であった。

それだけに、社会党が期待に応えるには衆院で参院以上の闘いを実行するしかない。「既内外ともに参院に倍する闘いを」これが社会党衆院議員団と我々の共通のスローガンだ。

自公民の狙いは「12日、遅くとも15日」に衆院本会議で採決だ。自公民は議長の「議事整理権」を行使し「物理的」に牛歩を阻む案も検討している。本日(8日)の衆院議運は本会議での特別委に付託との日程を共共の懸念をおしきって決定した大衆運動の高揚でこのような暴挙を断じて阻止しよう。参院では最高101人が牛歩に参加した。衆院は社共だけで183人。ゆらぐことなく闘えば興衰は難矣だ。会期延長阻止!内閣不信任!国会解散!そして憲法が否か国民の信を問え!PKO法案廃案の闘いは日本の進路を決する大きな政治闘争へと広がっている。

闘い集会での一言

石橋大吉(衆) 行き着く先は世界への自衛隊の展開だ。それを可能にするには戦兵制が必要となる。衆院で何が何でも廃案にする。

山本正和(参) 財界は海外権益を守るため自衛隊を出せと必死で政府に迫っている。議長職權で牛歩を止めるという暴挙もやられようとしている。この緊迫した状況を全国に知らせてくれ。

西野康雄(参) 沖縄県議選で民社に0に、当たり前のことです。民社にはもうダメでございます。

津和野子(日本婦人会議) 傍聴で牛歩を見て涙の届りをこめたステップのひとつひとつが憲法の地盤を踏み固めているのだと思った。

室本晴子(参) 本会議での題旨説明を聞き軍靴の音がまた聞こえてくるような思いがして身の毛がよだつた。



国会というところは、まことに面白ところで、参院に入るまでいろいろなチェックを受けた。ポケットに何げなく入っていた銀行の明細書まで預けなくに入れてもらえなかった!そのうえ参院には、住所・氏名のみならず年齢も書かなければならない。

また、入ったら、今度は議員団へ声援を送ったり、手を振って激励することも許されない!(陣中の女性陣は、それでもゲリラ的に行動を行っていたが・・・)

小声で話しても駄目、新聞雑誌を読んでも駄目、息をひそめて得見・探聴させていたんだけど国会なのか? いったいこの国の三権者は誰だ! 表現の自由はどうなっているんだ!

ともかく息をひそめて、牛歩を続けてくれる議員団に、心の中で声援を送った。

今夜も帰ってくるぞ!と誓って国会を後にした。今日もまた一つの大きな山場だろう! (野島 弘 氏)

資料6 PKO廃案六・九中央集会アピール

本日、自民、公明、民社の三党は、自衛隊の「海外派兵」を盛り込んだ国連平和維持活動(PKO)協力法案を参議院本会議で可決しました。これほど重大な法案を、国民の合意を欠き、野党第一党のわが党をはじめ連合参議院などの強い反対にもかかわらず、三党だけで可決したことは、まことに遺憾であり、国民とともに厳しく抗議します。

自衛隊の海外派兵は、参議院本会議の決議にそむき、国際紛争を武力で解決しないという憲法第九条に基づく平和日本の国是の根本的な転換であり、この法案は、憲法の改悪にひとしいものといわざるをえません。それゆえ、アジア周辺諸国から大きな懸念が表明されてきたところであります。

この法案は参議院で、自公民三党で修正されましたが、自衛隊の海外派兵という本質は、変わっていません。しかも、平和維持軍(PKF)に参加する自衛隊の指揮権や武器使用の範囲、任務などについて、三党の見解と政府の見解との矛盾は随所に露呈され、国民の懸念は深まっています。

さらに、再修正案に盛り込まれた「国際連合平和維持軍」の定義も不明確であり、国会承認の項にいたっては、国権の最高機関である国会の権能を侵害する違憲の疑いのある法案です。

こうした立場から、社会党は参議院本会議において、井上孝議院運営委員長長の解任決議案、宮沢喜一総理に対する問責決議案、下条進一郎PKO特別委員長長の問責決議案等を提出し、全党が結束し、歴史に残る長時間の牛歩戦術を行ない、国民注視のもとでPKO法案の廃案をめざし、非軍事・文民・民生の国際平和協力法案の成立を期して闘いました。

今後、社会党は、これまでの闘いの成果を引き継ぎ、会期末を迎えた国会で、衆参両院の国会議員が一体となつて自公民三党の暴挙に強く抗議し、自衛隊の海外派兵をめざすPKO法案をなんとしても廃案にし、国民合意の国際平和協力を実現するため全力を尽くします。このことを全員で確認し、集会アピールとします。

京都でもPKO反対集会

京都では、五・一九と五・二六の中央集會に呼応したとりくみがなされた。

五・一九は「自衛隊の海外派兵反対、PKO法案反対、京都労働者総決起集会」が京都商工会議所ホールを満席にして三五〇人の参加で行われた。昨年末にひき続き、総評センター加盟のいくつかの官公労系単産の共催によるもので、一週間ない準備期間だったが、星野安三郎立正大名誉教授の講演も受け、成功した。

五・二六は中央集會と同名称の京都集會を円山ラジオ塔下で行ない、京都市役所まで四条通、河原町通りをデモした。

集會では国労社協会長の野坂昭生氏が主催者あいさつを元氣よく行ない、国労闘争団、市民運動、谷内口浩三元京都総評事務局長の連帯あいさつ。関生、柳本、京都コンピューター学院労組の争議報告・決意をうけた。金属一般中金支部久保委員長の団結ガンバロウのあと、全農林、社青同、自立労連、自治体の仲間など三百人をこえる参加者で活氣あるデモをした。

(京都・I)

資料6 五・二六京都集會アピール

働く仲間のみなさんノ PKO (国連平和維持活動) 協力法案は、昨年多くの国民の反対で継続審議となりました。しかし、政府自民党は、再び国会でPKO法案の成立を強行しようとしています。

PKO法案とは、自衛隊を部隊ごと、最大二〇〇〇名の規模で海外に派兵させる、というものです。海外で自衛隊が使う「武器」の範囲については「国連平和協力義務に係わる装備は事務総長が必要と認める限度で定めるものとする」(法案第六条)というあいまいな規定しかなされていません。

PKO法案の狙いは、日本の大企業の海外資産の「安全」を保障し、民衆の反抗をおさえ、自衛隊の海外派兵体制を確立することにあります。八〇年代後半以降、日本の大企業の海外投資とりわけアジアへの直接投資が急増しました。八九年の日本の海外投資は世界一となり、日本の対外資産残高は一兆五千億ドルをこえ、世界最大の債権国となりました。第二次大戦で日本帝国主義にじゅうりんされたアジアの国々から、日本軍国主義復活「新しい大東亜共栄圏づくり」に対する不安の声があがることも当然です。

自衛隊派兵の当面の焦点であるカンボジアでは、すでにUNTAAC (カンボジア国連暫定行政機構) が明石康 (国連事務総長特別代表) を代表に正式に発足しました (三月十五日)。日本政府は国連を利用して、カンボジアへの支配と影響の強化を狙っています。つまり、このUNTAACに自衛隊を参加させることで、カンボジア「復興」の主導権をにぎり、インドシナ三国の石油や労働力を支配しようとしています。

私達は、国連を利用した日本政府のアジア支配―カンボジア派兵に反対するものです。今こそ、『許すなノ自衛隊の海外派兵、つぶせノPKO法案』の声を大きく広げましょう。私達は多くの国民とともに、アジアの人々と連帯したPKO法案の廃棄に向かって力一杯闘い抜くものであります。以上宣言します。

ヨーロッパの選挙結果と参院選

—— 既成政党が大幅に後退 ——

この二年、世界は大きく変わった。ソ連・東欧型社会主義の崩壊による、いわゆる「冷戦構造」の終焉だ。先進資本主義国の支配者たちは「勝利の美酒」に酔った。ところがだ、彼らの敵がいなくなったとたん、資本主義世界にも新たな地核変動が生まれ始めた。

世界の政治も枠組み転換へ

ソ連崩壊後、資本主義の国ぐにでさまざまな選挙がおこなわれた。スウェーデン（九一年九月）、ベルギー（同十一月）、年が明けるや選挙はヨーロッパ主要国、フランス（三月）、ドイツ二州、イタリア、イギリス（四月）へと移った。これら選挙結果は、これからの世界政治の動向が、ソ連・東欧諸国のゆくえと相まって、複雑で錯綜する局面に入ったことを示す。

既成政党が大幅に後退 既成政党が保守・革新を問わず総崩れ状態となったことだ。まずスウェーデンでは一九三二年いらい政権を担いつづけた社会民主党が敗れた。得票率は三七・六%で前回比マイナス五・六%、その結果、穏健党、自由党、中央党などによる保守連立政権が誕生した。

ベルギーでは過半数をギリギリ維持したとはいえないものの、中道左派系連立政権に参加する諸政党が得票率を減らした。

この過程をもっとドラマチックに示したのが、フランス、イタリア、ドイツ二州の選挙だ。フランスでは社会党は前回総選挙での得票率三七・五%から一挙に一八・三%に転落。歴史的敗北となった。しかし、野党主要政党の共和国連合（RPR）、仏民主連合（UDF）も伸び悩み四〇・四%から三三・〇%に得票率をおとした。

イタリアでも傾向は同じ。政権党のキリスト教民主党、社会党がともに減らし、最大野党のイタリア共産党（八九年左翼民主党に党名変更）は得票率を前回二六・六%から一六・一%へと低落させた。

ドイツ二州（バーデン・ビュルテンベルク州、シュレスウイヒ・ホルシュタイン）でも、最大政党の社会民主党（SPD）とキリスト教民主同盟（CDU）はともに大きく後退した。他方、イギリスでは「政権交代必至」といわれたが、保守党が単独過半数を維持、この国では歴史上はじめて四期連続で支配政党となった。

社会民主主義政党も大幅に後退 保守政党の後退ぶりもいちじるしいが、社会民主主義といわれる政党も伸びなかったことだ。スウェーデン、ベルギー、ドイツ、イタリア、フランスでは軒なみ得票率を減らし、イギリスでは勝利を予想されていたにもかかわらず勝てなかった。

なぜか、ヨーロッパ諸国最大の問題は不況、どの国もマイナス成長、失業率は一〇%にちかい。ソ連・東欧諸国崩壊はNATO体制に代わる政治的枠組みを求めている。そこに外国人労働者問題が大きくのしかかる。ドイツでは三月だけで三万五千人、昨年一年で五〇万人もの外国人生活難民がおし寄せているからだ。

こうしたとき、日本社会党や連合がモデルという、ヨーロッパの社会民主主義政党は、

政権党も野党もすっかり革新性をなくしてしまった。そのことが「勝てる」といわれたイギリス労働党敗北の最大要因だ。

民族主義政党が躍進 だれが勝ったのか。まず民族主義政党だ。ベルギーでは移民排斥と少数派住民を敵視する極右「フラームス・ブロック」が前回比四・七％増の六・六％と票を伸ばした。とりわけ注目すべきはこの党の活動拠点で一挙に九％も拡大させていることだ。(ベルギーは二つの民族、ワロン系とフランマン系からなり、ワロン系が少数派。その構成は五八対四二)。

ドイツのバーデン・ビュルテンブルク州では極右の共和党が前回比九・九％増の一〇・九％、シュレスビヒ・ホルシュタイン州でも極右のドイツ国民同盟(DVU)が五・三％増の六・三％を獲得。議席は少ないがともに第三党となった。

イタリアでもムソリーニの孫娘の立候補と当選が世界的に話題となったように、右派地方主義政党「北部同盟」が七・五％も得票をのばし八・七％、議席数では一から五五へと躍進した。

フランスでも極右の伸長は無視できないようだ。「国民戦線」(FN)は前回比で四・四％増の一三・九％となったからだ。

もう一つの新しい勢力が「緑の党」、スウェーデン、イタリアを除き得票率をほぼ倍増させている。

民族主義台頭の危険も

こうした傾向はこれからどうすすむのか、日本でも既成政党への信頼は揺らいでいる。宮沢政権が国民の二〇％超の支持しか受けていないことにもそれは明らかだ。

社会主義という共通の敵を失った先進資本主義国では、これから「協調」より「競争」が優先されることになろう。国家間の利害、民族の利害が、前面に出る。民族主義をメインスローガンとするヨーロッパの小党の躍進はこの前兆とはいえないか。

資本主義諸国間の競争激化、競争原理の導入は、これまで社会福祉制度で保護されていた「弱者」を生存の危機におとしこむ。社会主義の崩壊で、社会福祉制度は世界的規模で切り捨てられている。いわゆる「強者」と「弱者」は、その階級間の利害をムキ出しにせざるをえない。社会民主主義諸政党が「体制護持」に邁進し、保守と変わらなくなったとき、国民はより鮮明に、自分の気持ちを表示する指導者、政党を支持することになる。

その過程は最貧国ベルーではフジモリへの期待、議会制民主主義の国々には「緑の党」や「民族主義政党」にむかい、アメリカでは暴動となった。

社会主義崩壊後のソ連・東欧圏では、国境が第一次世界大戦時の状況に復帰されようとしている。民族主義の波はこの方面から、さらに増幅される。

日本でもこの傾向は無縁ではない。自民党の支配者たちは、いわゆる「外国人問題」を治安問題に転化させる機会をねらっている。景気動向は、もつとも貧しい者同士の職の奪い合いという結果をもたらすだろう。天皇の政治利用についても同様だ。新たな右翼の活動が必然化するだろう。

それが「反アメリカ主義」となるのか、朝鮮半島・中国大陸に的をすえた「勝共」になるのか。改憲・天皇制度復活を企むのか、それはまだわからない。しかし、世界政治と同様、日本も七月参院選で新たな状況に入ることは必至である。

◇読者からのおたより◇

毎号が楽しみ 四年くらい前より購読しています。今は取扱者を三年くらいやっていますが、毎号読んだあと保管してないので、自然と捨てておりました。今思えばもったいないと思っています。五百号を期に縮刷版があればと思います。五〇三号の『将来が楽しみな舞の海』を読み、熊本の一党員ですが、何とかせねばと思っています。(熊本・I) 鹿児島に後援会 たった今、九州から帰ってまいりました。みんな闘志さかんです。いささかの心配もあります。鹿児島には私の後援会まで作ってもらいましたが、こちらが励まされた旅でした。

(議員・T)

編集部より お疲れさまでした。大きな成果をおあげになったようで、嬉しく思います。こんごのご活躍を祈ります。

一万部突破を 『紙ひとえの選択』ありがとうございます。立派な御本が出来上がっておめでとございます。表紙は私は好きです。写真が沢山入ったのもよかったですね。あらためて読ませていただきます。一万部突破を祈りつつ。

(東京・Y子)

編集部 この本は国労組合員の力をあわせてつくったものです。私ども編集のお手伝いをさせていただきました。ひろげていただければと思います。

ある朝の思い ある朝の出かける前のひととき、いつものコーヒーを飲みながら、ふとベーターベンの交響曲第四番を聞いた。そのときに思ったことは、なんとなく時代の息吹を感じ、次代を暗示しているかのような印象だった。ベーターベンのこの曲は一八〇六年の作という。第三番「英雄」と第五番「運命」の狭間にあり、あまりめだたない作品でもある。この時代は混頓として、フランス革命を経た後の「幸福感」にみちた甘さと古典的な格調の高さを兼ね備えている作品である。とにかく堅く受けとめられがちなベーターベンではあるが、この「四番」はある意味では、現在の激動期を反映しているかのような曲でどことなく似かよっている。こんな勝手な解釈ではあるが、音楽にはこんな楽しみ方もある。

(国労・M)

編集部日より ベーターベンが減りましたね。モーツアルトとショパン等々が中心のようです。時代はベーターベンの生きた時代に入り始めていると思うのですが。

「地元JR復帰」を確認 博多に帰ってきてからも相変わらずあわたたしい毎日が続いています。いくつかニュースを書きましたのでお送りします。「紙ひとえの選択」の発行おめでとございました。仲間に紹介し、博多でも売りたいと思っています。当面する闘いの意志統一で闘争団の各班の交流会を開いています。みんなの気持はやはり「地元JR復帰」であることを改めて確認しているところです。(博多・T)

編集部より いま国鉄闘争をめぐる情勢はものすごい勢いで変化しています。いよいよ国労の出番の到来です。

「通信」をめぐる話題に花 先日、岡崎宏美後援会総会で久しぶりに顔を合わせたY君、開口一発、読者欄の兵庫・Fはあんたやろと言われてしまい、つづけて新潟の小林さん、まだがんばってるんやな〜とかつてSY大会で賃金論についての論争をなつかしんだり、「通信」をめぐる話題に花が咲きました。

(兵庫・F)

「紙ひとえ」十冊送って 『二万分の一の記録―紙ひとえの選択』を十冊お送りください。一万円同封します。

(東京・H)

編集部より たいへん好評です。もつともつとひろめていただければと思います。